

# サザンパーククラブ会員 規約

## 第1条（名称・所在地）

本会は、「サザンパーククラブ」と称し、主たる事務所を「福島県郡山自然の家」に置く。

## 第2条（目的）

本会は、主に再訪する家族等を対象に、「福島県郡山自然の家」の利用促進を図り、各種事業への参加案内とあわせて、会員相互の親睦を深め、利用拡大につながる広報を目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員証の発行
2. 入所手続きの簡略化
3. 企画事業案内の発信
4. その他、本会目的達成のため必要な事業等

## 第4条（会員）

本会の会員は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者(家族等)をもって構成する。

## 第5条（入退会）

入会は、第4条により希望者をもって構成する。

退会は、会員の希望と2年間以上の施設利用のない場合に行う。

入会后、2年を経過した会員には、継続・退会の確認を行う。

## （附 則）

本規約は、平成25年4月2日より実施する。

※改正第5条入退会の変更(平成28年1月21日施行)

【お願い】 Eメールにて企画事業の案内を受信希望する方は、登録業務を正確に行うため、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。

- ①件名「サザンパーククラブ会員」
- ②通信欄「代表者氏名」、「会員番号」